

尾張旭市選挙管理委員会（令和3年第3回）会議録

- 1 開催日時
令和3年9月1日（水）
開会 午前10時
閉会 午前11時15分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 三浦一輝、書記 森重雄太
- 7 議題
第9号議案 選挙人名簿の登録について
第10号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第11号議案 在外選挙人名簿の登録について
第12号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
第13号議案 裁判員候補者の予定者の選定について
第14号議案 検察審査員候補者の予定者の選定について
第15号議案 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の地紋及び有効期限について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和3年第3回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、9月の定時登録の2議案と在外選挙人名簿の登録及び抹消の2議案、裁判員候補者及び検察審査員候補者の予定者の選定の2議案、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の地紋及び有</p>
-----	--

	<p>効期限についての1議案の計7議案でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等 はありますか。</p>
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したい と思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>9月の定時登録に関する第9号議案「選挙人名簿の登録につ いて」、第10号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」で ございますが、関連がありますので一括して事務局より説明を お願いします。</p>
事務局	<p>それでは第9号議案、第10号議案につきましては、それぞ れ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第9号議案「選挙人名簿の登録について」でござ います。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを 同日に登録しなければならないとされており、本日は9月の定</p>

時登録を行おうとするものでございます。

それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、令和3年9月1日を登録基準日、9月1日を登録日としまして、令和3年6月1日の定時登録以降の該当者について行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。

このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成15年6月3日から平成15年9月2日までの出生者、住所要件が、令和3年3月2日から令和3年6月1日の転入者ということになります。

次に第10号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、令和3年6月1日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消される方は、令和3年6月1日から令和3年8月31日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和3年2月1日から令和3年4月30日までの市外への転出者でございます。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付

	<p>していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第9号議案及び第10号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、確認をお願いします。</p>
委員長	<p>では、第9号議案及び第10号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>今回は転入、転出が多いと感じるが何か原因はあるのか。</p>
事務局	<p>例年この時期は4月の転入、転出が反映されるため多い傾向にあります。また、新型コロナウイルスのワクチン接種の関係で、学生などで住民票を異動させる方が増えたなどの可能性は考えられますが、明確な理由はわかりかねます。</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第9号議案及び第10号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第9号議案及び第10号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第11号議案「在外選挙人名簿の登録について</p>

	<p>て」、第12号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」でございますが、こちらにも関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、まず第11号議案「在外選挙人名簿の登録について」ご説明いたします。公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、4名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>次に、第12号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明します。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、直前の6月1日時点の登録者数、今回、9月1日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する4名の方が増え、1名の方が減りますので、40名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p>

	説明は以上です。
委員長	では、第11号議案及び第12号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第11号議案及び第12号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手 (原案可決)
委員長	第11号議案及び第12号議案は可決されました。 続きまして、第13号議案「裁判員候補者の予定者の選定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	では、第13号議案「裁判員候補者の予定者の選定について」ご説明いたします。 この案につきましては、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第1項の規定に基づき、地方裁判所から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、裁判員候補者の予定者としてくじで選び、同法第22条の規

	<p>定に基づき、10月15日までに地方裁判所へ裁判員候補者予定者名簿を送付しようとするものでございます。</p> <p>なお、本市で選定する員数につきましては、通知において、135名が割り当てられております。</p> <p>裁判員候補者の予定者の選定方法についてでございますが、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、さきほど登録を行った令和3年9月1日定時登録の名簿を用いることとします。</p> <p>また、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条または政治資金規正法第28条の規定に基づく失権者は、くじを行う前に除外するものとします。</p> <p>次に、くじの方法についてですが、裁判員候補者の予定者の選定にあたっては、最高裁判所から提供された名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。</p> <p>あらかじめ、こちらのパソコンに9月1日の定時登録における選挙人名簿から失権者を除いたデータが用意してありますので、この選定方法について議決いただけましたら、早速、選定を行いたいと思います。</p> <p>第13号議案の説明は、以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第13号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(なし)</p>

委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第13号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第13号議案は可決されました。 では、議決いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。</p> <p>パソコンの前に移動し、くじを行う。 ※ 選定された候補者予定者の一覧を各委員で確認。</p>
事務局	<p>では、本日選定されました裁判員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使い、データを暗号化して、名古屋地方裁判所に送付することといたします。</p> <p>第13号議案につきましては、以上でございます。</p>
委員長	<p>では、続きまして、第14号議案「検察審査員候補者の予定者の選定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第14号議案「検察審査員候補者の予定者の選定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、検察審査会法第10条第1項の規定</p>

に基づき、検察審査会から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、検察審査員候補者の予定者としてくじで選び、同法第11条の規定に基づき、10月15日までに検察審査会へ検察審査員候補者予定者名簿を送付しようとするものでございます。

なお、選定する員数につきましては、通知において、名古屋第一検察審査会及び名古屋第二検察審査会ともに、それぞれ第1群2名、第2群2名、第3群3名、第4群2名の合計9名が割り当てられておりますので、それぞれの検察審査会ごとにくじを行うこととします。

検察審査員候補者の予定者の選定につきましても、先の議案と同様に名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。

まず、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、先ほどの議案と同様に9月1日定時登録の名簿を用いることとし、失権者は、くじを行う前に除外するものとします。

次にくじの方法についてですが、名簿調製プログラムのくじ機能を用いて、まず名古屋第一検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を1回のくじで選定し、次に名古屋第二検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を同じく1回のくじで選定することとします。

また、各群の割当につきましては、名簿の上位の者から順に、各群の割当員数に応じて、第1群から第4群までの候補者予定者とします。

なお、先ほどの議案と同様に、この選定方法について議決いただけましたら、早速、選定を行いたいと思います。

第14号議案の説明は以上でございます。

委員長	では、第14号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第14号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第14号議案は可決されました。 では、議決いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。 パソコンの前に移動し、くじを行う。 ※ 選定された候補者予定者の一覧を各委員で確認。
事務局	では、本日選定されました検察審査員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使いデータを暗号化して、名古屋第一検察審査会に送付することといたします。 第14号議案につきましては、以上でございます。

委員長	<p>では、続きまして、第15号議案「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に用いる証票の地紋及び有効期限について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この案につきましては、公職選挙法第143条第17項及び公職選挙法施行令第110条の5第4項の規定により、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の表示に用いる証票は、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程第1条第2項の規程で、選挙管理委員会において地紋及び有効期限を定めることとされています。</p> <p>従いまして、証票の地紋は議案の図のとおりとし、有効期限を令和7年12月末までと定めようとするものでございます。</p> <p>現在の証票は、今年の12月末で有効期限を迎え、市議会議員関係及び市長関係の方に、候補者用、後援団体用それぞれ6枚を上限枚数として最大計12枚まで配布します。</p> <p>第15号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第15号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>

委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第15号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第15議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということ で事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○選挙出前トークについて ○明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品選定について ○衆議院議員総選挙に係る情報提供 ○次回開催日程について <p>衆議院議員総選挙の選挙期日決定後に調整</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>